

令和 3 年 8 月 6 日  
一部改正 令和 3 年 10 月 6 日  
一部改正 令和 4 年 2 月 8 日

デジタル基盤改革支援補助金  
(自治体オンライン手続推進事業)  
事務処理要領

第 1 目的

この事務処理要領は、デジタル基盤改革支援補助金（以下「補助金」という。）取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地方公共団体がマイナポータルと基幹システムのオンライン接続を計画的・安定的に実施し、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を実現することを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

(1) 交付の対象

① 交付対象団体

市町村、特別区

② 対象となる手続

ア 子育て関係（15 手続）

- ・ 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・ 氏名変更／住所変更等の届出
- ・ 受給事由消滅の届出
- ・ 未支払の児童手当等の請求
- ・ 児童手当等に係る寄附の申出
- ・ 児童手当に係る寄附変更等の申出
- ・ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- ・ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- ・ 児童手当等の現況届
- ・ 支給認定の申請
- ・ 保育施設等の利用申込
- ・ 保育施設等の現況届
- ・ 児童扶養手当の現況届の事前送信
- ・ 妊娠の届出

イ 介護関係（11 手続）

- ・ 要介護・要支援認定の申請
- ・ 要介護・要支援更新認定の申請

- ・ 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ・ 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ・ 介護保険負担割合証の再交付申請
- ・ 被保険者証の再交付申請
- ・ 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ・ 介護保険負担限度額認定申請
- ・ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ・ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ・ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ その他

ア及びイに掲げる手続のほか、マイナポータルと地方公共団体の基幹システムの接続によりオンライン化を行う手続

③ 補助対象経費

②ア及びイに掲げる子育て及び介護に係る手続を含む特に住民の利便性向上に資する手続のオンライン化のため、マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続に要する経費のみを対象とする。

具体的には、対象経費は以下のとおり。

ア 連携サーバ・FW 設置費用・その他周辺機器改修

A) 連携サーバ

- ・ 特定通信用プロキシサーバ等の構築
- ・ ホワイトリスト型にて宛先を制限

B) 連携サーバ用ファイアウォール

- ・ マイナンバー利用事務系から LGWAN への直接通信を不可とする設定等
- ・ 連携サーバ経由での通信経路を設定

C) マイナンバー利用事務系 NW 機器(既存機器設定変更)

- ・ 連携サーバ用セグメント向けルーティング追加
- ・ 連携サーバ用ファイアウォール接続ポートの設定

イ LGWAN とマイナンバー利用事務系との接続に係る改修作業費用

A) LGWAN ファイアウォール(既存機器設定変更)

- ・ 連携サーバから LGWAN 向け通信ポリシーの設定追加
- ・ 連携サーバ用ファイアウォール接続ポートの設定

ウ 基幹システムの改修が必要な場合は、その改修作業費用

- A) 各業務システムとの連携に係る費用
- B) 申請管理システムの導入に係る費用

④ 補助対象外経費

次の経費は対象としない。

- A) システム影響度調査に要する経費
- B) 調達仕様書作成支援に要する経費
- C) マイナポータルと基幹システムの接続に直接的に伴わないパッケージソフトウェア

- のカスタマイズに要する経費（住民への通知の電子化や電子決済機能等を含む。）
- D) マイナポータルと基幹システムの接続に直接的に伴わない業務システムの更改、能力強化等に要する経費
  - E) 機器の更改、能力強化等に要する経費
  - F) データ整備に要する経費（データベースの中から誤りや重複を洗い出しデータを整理すること（データクレンジング）を含む。）
  - G) 工程管理支援に要する経費
  - H) 付帯工事に要する経費
  - I) マイナポータルと基幹システムの接続に直接的に伴わない市内LAN整備に要する経費
  - J) マイナポータルと基幹システムの接続に直接的に伴わないLGWAN等の外部の接続回線整備に要する経費
  - K) PIA実施に要する経費
  - L) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）
  - M) 地方公共団体職員に係る旅費
  - N) 諸謝金
  - O) 地方公共団体職員に係る一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費 等）
  - P) 廃棄料

(2) 補助対象経費の算出

- ① 上記(1)に基づき、マイナポータルと基幹システムの接続に伴い、直接的に必要な機能の整備に係る経費のみを算出すること。
- ② 事業者を支払う経費がクラウドサービス利用料やリース料として（運用経費）発生することが想定される場合については、対象経費を一時経費（導入経費）として抽出し算出すること（やむを得ずリース料、サービス料等とせざる得ない場合は、事業年度のリース料、サービス料のうち上記1に掲げる対象経費のみ算出すること。）。
- ③ 基幹システムにおけるパッケージソフトウェアによる対応、又はクラウド化（LGWAN-ASP サービスを利用したものを基本）による対応については、補助対象に係る当該ソフトウェアの導入経費を対象として算出すること（ハードウェアに係る経費や利用料等は対象外。）。
- ④ 複数の業務システムの整備について一括して調達している場合、業務システムごとの対象経費を算出すること。
- ⑤ 複数の業務のパッケージシステムを導入している場合については、業務システムごとの対象経費をそれぞれ算出すること
- ⑥ 複数の地方公共団体によるシステムの共同利用（クラウド化）を実施する（している）場合で、各構成団体が補助金の申請主体となる場合、各団体が負担する整備経費のみを業務システムごとに算出すること。
- ⑦ (1)②に掲げる子育て（15 手続）及び介護（11 手続）に係る重要手続の一部につ

いてマイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を実施しない場合、それが正当であることを示す理由書を作成し、交付申請時に提出すること。

### (3) 交付額の算定方法

次のうち、いずれか低い方の金額の2分の1を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・各地方公共団体からの申請額のうち補助対象経費として認められる額
- ・別紙に定める補助基準額の上限額

### 第3 事業の実施期間

補助金取扱要領第3条第1項第2号に掲げる事業の実施期間は、令和3年度から令和4年度までとする。

## 補助基準額の上限額の算定方法について（令和3年8月6日）

人口区分に応じて以下の固定費と変動費（10万円未満を切り上げ）の合計額により、補助基準額の上限額を算出。

	（固定費）	（変動費）
・人口 1万人までの団体	1,600万円	人口×780.0円/人
・人口 1万人超 10万人までの団体	2,380万円	（人口－1万人）×117.0円/人
・人口 10万人超100万人までの団体	3,440万円	（人口－10万人）×78.0円/人
・人口 100万人超の団体	10,460万円	（人口－100万人）×39.8円/人

$$\left( \begin{array}{l} \text{(例) 人口18万人の自治体の場合} \\ 3,440万円 + (18万人 - 10万人) \times 78.0円/人 = 4,070万円 \end{array} \right)$$

※人口については、令和2年1月1日時点住民基本台帳人口総計とする。